

第41回 定時株主総会 招集ご通知

2023年4月1日から2024年3月31日まで

開催日時

2024年6月26日（水曜日）午前10時

開催場所

東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテルメトロポリタンエドモント「悠久の間」

第41回定時株主総会招集ご通知(本招集ご通知)に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、すべての株主様に従前どおりの資料を書面でお送りいたしております。

TAC株式会社

証券コード：4319



目次

第41回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	21
計算書類	23
監査報告書	25
株主総会参考書類	31

証券コード 4319
2024年6月5日
(電子提供措置の開始日 2024年6月4日)

株 主 各 位

東京都千代田区神田三崎町三丁目2番18号

 **TAC** 株式会社
代表取締役社長 多田 敏男

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第41回定時株主総会招集ご通知」及び「第41回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://ir.tac-school.co.jp/stock/stock_03.html

また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスのうえ、証券「コード」に「4319」(半角)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R情報」の順に選択して、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2024年6月25日(火曜日)午後5時15分まで**に到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテルメトロポリタンエドモント「悠久の間」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第41期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第41期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

<会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>

- 第1号議案 剰余金配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)11名選任の件

<株主提案(第4号議案から第10号議案まで)>

- 第4号議案 電子公告
- 第5号議案 株主提案要件の緩和
- 第6号議案 取締役の選任の件
- 第7号議案 株主資本コストの開示
- 第8号議案 本店所在地変更の件
- 第9号議案 事業目的の追加
- 第10号議案 取締役の選任の件

※ 各議案の要領は、後記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

以 上

(電子提供措置事項に修正が生じた場合)

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

(交付書面から一部記載を省略している事項)

※電子提供措置事項のうち次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りしました本招集ご通知(交付書面)には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

(議決権行使についてのご案内)

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※各議案につきましては賛否の意思表示がない場合、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとして取り扱いたします。

(その他のご案内)

※お体が不自由なまたは障がいのある株主様へ

ご来場にあたりサポートが必要な株主様は、2024年6月24日(月曜日)午後5時15分までに、下記メールアドレスまで株主番号、希望されるサポート内容等をご入力の上、ご連絡ください。

ご連絡先メールアドレス：TACsoukai-support2024@tac-school.co.jp

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度の現金ベース売上高は189億3千2百万円(前年同期比3億6千3百万円減、同1.9%減)、前受金調整後の発生ベース売上高は190億1百万円(同7億1千万円減、同3.6%減)となりました。

売上原価は120億1千2百万円(同3千3百万円増、同0.3%増)、販売費及び一般管理費は72億9千5百万円(同1億1千7百万円減、同1.6%減)となりました。これらの結果、営業利益は3億7百万円の営業損失(前年同期は3億1千9百万円の営業利益)となりました。

営業外収益に受取利息7百万円、受取手数料5百万円、投資有価証券運用益1千5百万円等、合計3千7百万円、営業外費用に支払利息3千3百万円、支払手数料8百万円、為替差損9百万円等、合計6千万円を計上した結果、経常利益は3億2千9百万円の経常損失(前年同期は3億2千4百万円の経常利益)となりました。

特別損益には、特別利益に投資有価証券清算益1千3百万円、特別損失に固定資産除売却損1千3百万円、投資有価証券評価損6百万円をそれぞれ計上いたしました。これらの結果、当期純利益は2億1千8百万円の当期純損失(前年同期は2億1千6百万円の当期純利益)、親会社株主に帰属する当期純利益は2億1千9百万円の親会社株主に帰属する当期純損失(前年同期は2億1千4百万円の親会社株主に帰属する当期純利益)となりました。

当連結会計年度における当社グループの各セグメントの業績(現金ベース売上高)及び概況は、次のとおりであります。なお、当社ではセグメント情報に関して「セグメント情報等の開示に関する会計基準」等の適用によりマネジメント・アプローチを採用し、当社グループの経営意思決定に即した“現金ベース”(前受金調整前)売上高を基準に管理しております。現金ベース売上高は、連結損益計算書の売上高とは異なりますので、ご注意ください。

個人教育事業

売上高	97億 6千 5百万円	前期比	97.9%
営業損失	10億 2千 9百万円	前期比	—%

個人教育事業は、新型コロナウイルス感染症が第5類へ移行したことを契機に、社会人を主な受講生層とする講座を中心に新たに学習を始める方及び受験経験者の申し込みが徐々に回復してきたことで、下半期の6ヶ月間では前年度の現金ベース売上高を上回り、同期間における現金ベースの営業損益は2億5千2百万円改善いたしました。講座別では、企業におけるDX推進に伴いIT関連需要が続く情報処理講座や試験制度変更や税制改正等の追い風を受けた税理士講座は年間を通じて好調に推移しました。また、中小企業診断士講座や社会保険労務士講座、不動産鑑定士講座、宅地建物取引士講座、建築士講座、司法書士講座等の社会人の方が主な受講生層となる講座も好調に推移しました。一方、民間企業における人材不足に伴う採用意欲の高まり等もあり、学生を主な受講生層とする講座への申し込みが低調に推移したほか、簿記検定講座や米国公認会計士講座等も前年度の現金ベース売上高を下回りました。コスト面では、講師料、教材制作のための外注費、賃借料等の営業費用は107億9千4百万円(前年同期比2.3%減)となりました。これらの結果、個人教育事業の現金ベース売上高は97億6千5百万円(同2.1%減)、現金ベースの営業利益は10億2千9百万円の営業損失(前年同期は10億7千4百万円の営業損失)となりました。

法人研修事業

売上高	44億 4千 5百万円	前期比	100.5%
営業利益	10億 1千 1百万円	前期比	104.7%

当社の企業向けの研修は第4四半期に入りややペースが減少したものの、年間を通じて好調に推移いたしました。分野別では主力の金融・不動産分野が前年を上回った他、財務・会計分野、電気・施設関連等の研修も好調に推移し前年を上回りました。大学内セミナーは前年並み、地方の個人を主な顧客とする提携校事業は前年同期比7.3%減、地方専門学校に対するコンテンツ提供は同8.5%減、自治体からの委託訓練は同0.9%減となりました。コスト面では、営業費用全体として34億3千3百万円(同0.7%減)となりました。これらの結果、法人研修事業の現金ベース売上高は44億4千5百万円(同0.5%増)、現金ベースの営業利益は10億1千1百万円(同4.7%増)となりました。

出版事業

売上高	42億 4 千 6 百万円	前期比	95.9%
営業利益	8 億 4 千 7 百万円	前期比	69.7%

当社グループの出版事業は、当社が展開する「TAC出版」及び子会社の(株)早稲田経営出版が展開する「Wセミナー」(以下、「W出版」)の2つのブランドで進めております。

出版事業は第3四半期以降業績の回復を見せつつも、巣ごもり需要の反動減があった第1四半期及び第2四半期の影響をカバーすることができず、年間の売上高は前年を下回る結果となりました。資格試験対策書籍ではTAC出版の税理士、不動産鑑定士、建築士、証券アナリスト、W出版の弁理士、行政書士等が好調に推移し前年を上回りましたが、簿記検定、宅地建物取引士、マンション管理士、FP、社会保険労務士等は前年を下回る結果となりました。なお、大幅な改訂や新シリーズの発刊を行った旅行ガイドについては、行動規制の緩和による旅行需要の増加もあり好調に推移いたしました。コスト面では、営業費用全体として33億9千8百万円(前年同期比5.9%増)となりました。これらの結果、出版事業の売上高は42億4千6百万円(同4.1%減)、営業利益は8億4千7百万円(同30.3%減)となりました。

人材事業

売上高	5 億 1 千 万円	前期比	98.5%
営業利益	6 千 3 百万円	前期比	90.5%

子会社の(株)TACプロフェッションバンクが手掛ける会計系人材事業は、顧客とする監査法人や税理士法人、また一般企業における会計系人材の採用意欲が高く、広告売上、人材紹介売上は年間を通じて好調に推移した一方、人材派遣売上は前年を下回りました。(株)医療事務スタッフ関西が手掛ける医療系人材事業は、医療機関の人材不足等による需要もあり第2四半期以降売上が回復し、前年の売上を上回りましたが、派遣人材の確保及びそれに伴う人件費等の営業費用の増加の影響もあり、営業利益は前年を下回る結果となりました。これらの結果、人材事業の売上高は5億1千万円(前年同期比1.5%減)、営業利益は6千3百万円(同9.5%減)となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度においては、有形固定資産では、校舎の移転・減床に伴う教室設備や受付設備の設置・改修等で合計2億2千3百万円、無形固定資産では、個人教育事業におけるWEB通信講座配信システムの改修や法人研修事業における管理システムの追加開発など、合計2億円の設備投資をそれぞれ実施いたしました。

③資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資、差入保証金の差入れ等は、自己資金及び借入金によっております。当連結会計年度末における有利子負債は、56億4千9百万円（前連結会計年度比3億5千1百万円増）であります。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 38 期 (2021年3月期)	第 39 期 (2022年3月期)	第 40 期 (2023年3月期)	第 41 期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上 高 (百万円)	19,749	20,471	19,711	19,001
経常利益(△損失) (百万円)	646	442	324	△329
親会社株主に帰属する当期純利益(△純損失) (百万円)	405	444	214	△219
1株当たり当期純利益(△純損失) (円)	21.92	24.05	11.69	△12.12
総 資 産 (百万円)	20,417	21,384	20,795	20,790
純 資 産 (百万円)	5,815	6,174	6,203	5,872
1株当たり純資産額 (円)	313.88	333.22	341.58	323.28

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	千円	%	
株式会社オンラインスクール	200,000	100.0	個人教育事業
株式会社TAC総合管理	8,000	80.0	個人教育事業
太科信息技术(大連)有限公司	40,000	100.0	個人教育事業
株式会社LUA C	21,350	100.0	法人研修事業
株式会社早稲田経営出版	10,000	100.0	出版事業
株式会社TACプロフェッションバンク	30,000	100.0	人材事業
株式会社医療事務スタッフ関西	20,000	100.0	人材事業

(注) 1. 主要な事業内容の欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 前連結会計年度末において連結子会社であった株式会社クボ医療は、2023年4月1日に株式会社医療事務スタッフ関西を存続会社とする吸収合併を行ったため、連結子会社から除外しております。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

①既存事業の強化

既存事業における収益体質の強化を図るため、提案力及び営業力の強化、各事業が有するノウハウの有効活用、取引先との信頼関係等を通じた売上高の増加及び当社グループ内の人的資源の最適配置や積極的な事業部内外のコミュニケーション推進による業務効率化を図ることで強固な組織体制を構築し、一層の利益獲得に努めてまいります。

②個人教育事業の早期回復

コロナ禍明け以降の受講生の学習ニーズには、教室へ通学して決まった日程のもとで講義を受講するスタイルとWEBを利用して自己の都合に合わせて学習を進めていくスタイルと二極化が進んでいる状況にあり、その変化のスピードはこれまでと比較し一層早まっております。当社ではいずれの受講スタイルでも最終的な合格という目標を達成できるような受講環境を整備しておりますが、当該受講環境であるインフラとしての拠点展開、カリキュラム開発やWEB環境の整備には一定程度の時間と資源を必要とするため短期的な業績とはリンクし難い一面があります。そのような中でも、受講生ニーズを始めとした社会状況の変化を早期に察知し物事の判断のスピード感を高めて事業運営を行っていくことで個人教育事業を早期に回復させていくことが喫緊の課題であると考えております。

③株価純資産倍率の改善

当社の直近事業年度末における株価純資産倍率(連結)は0.6倍であり、一般的に割安な株価水準とされる1倍を割っております。株価の変動要因は景気や金利等の外的要因及び業績や配当等の内的要因に大別されますが、当社が直接的にコントロール可能な内的要因に関して、個人教育事業の早期回復や新商品の開発等を通じた業績面での結果を残すことで、株価純資産倍率の早期改善に努めてまいりたいと考えております。

以上のような施策を継続して実施することにより、早期に結果を出していくことが当社に求められている課題であると認識しております。

[事業等のリスク]

①教育訓練給付制度の動向

教育訓練給付制度は、労働者の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした雇用保険の給付制度であり、厚生労働省が主管しております。一定条件を満たす雇用保険の一般被保険者等がいったん全額受講料を支払い、講座修了後、出席率等一定条件を満たしている場合に、入会金・受講料の一定割合に相当する額が雇用保険からハローワーク(公共職業安定所)を通じて支給されるものであります。

給付基準は数年に一度変更されることがあり、一般教育訓練における現在の給付水準は被保険者期間が3年以上(初回利用に限り1年以上)の方は一律20%、10万円が限度とされています。給付基準の変更により、講座申込みに駆け込み需要が生じることがあり、その後反動減が発生する等、短期的に業績が影響を受けますが、その影響額を想定することは非常に困難であります。

②前受金について

当社の行う資格取得支援事業は、受講申込者に全額受講料をお支払いいただき(現金ベースの売上)、当社はこれをいったん前受金として貸借対照表・負債の部に計上しておきます。その後、教育サービス提供期間に対応して、前受金は月ごとに売上に振り替えられます(発生ベースの売上)。一般的に、現金ベースの売上が拡大していく局面では前受金残高が増大していき、当該会計期間以降、前受金戻入が多額になることによって発生ベースの売上を押し上げる効果が強まりますが、現金ベースの売上が減少していく局面では前受金残高が減少していき、当該会計期間以降、前受金戻入が少なくなることによって発生ベースの売上を押し上げる効果が弱まる傾向があります。さらに、現金ベースの売上が減少局面から増加局面に変わる期においては、発生ベースの売上に対する減少効果が増幅される場合があり、発生ベースで計算される当社の業績に影響を与えることとなります。

③特定商取引法・消費者契約法と行政の動向

2007年中に特定商取引法の規制を受ける大手英会話スクールが破綻する事件があったほか、解約・返金に関する訴訟で最高裁の判決が出ております。当社の属する資格取得スクール業界は、TOEIC® L&R TESTなど一部の講座等を除き、直接、特定商取引法で定められた特定継続的役務提供の規制を受けるわけではありません。一方、消費者契約法については広い範囲の事業者が対象となっており、消費者庁主導のもと消費者保護政策が強化される傾向にあります。当社としても、業界他社と足並みを揃えつつ無理由での解約・返金等に応じております。今後の法令改正等、消費者行政の動向等によっては、当社のビジネス・モデルに大きな影響を与える可能性があります。

④個人情報保護法への対応

2005年4月に「個人情報の保護に関する法律」が全面施行され、当社グループの個人顧客のみならず、法人顧客の関心も極めて高いため、当社グループとしてコンプライアンス体制の維持の観点から積極的に対応してまいりました。その結果、当社及び子会社の㈱TACプロフェッションバンクとともに、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)よりプライバシーマークを取得いたしました。2016年1月からはマイナンバー制度も運用がスタートし、社会の個人情報保護への関心はますます高まっております。当社は、今後も引き続き、個人情報管理責任者のもと、情報流出等を防止する厳重なセキュリティ対策を維持するとともに、従業員への教育を継続することによって、個人情報の保護に努めてまいります。万一、流出事故が発生した場合は、当社グループへの社会的信用を失うこととなり、業績へ深刻な影響を及ぼす可能性があります。

⑤タームローンの財務制限条項

当社は2014年9月30日付で、本社ビル取得用資金調達のため、(株)三菱UFJ銀行ほか2行と30億円のタームローン契約を締結いたしました。本契約には財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、増担保物件に対して根抵当権を設定することがあります。

- a 各連結会計年度に係る連結損益計算書上の経常損益の金額から有価証券評価損による営業外損失の金額を除いた金額が0円以上であること。
- b aの要件が2期以上連続して不充足となっていないこと。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループの事業は、「個人教育事業」、「法人研修事業」、「出版事業」及び「人材事業」からなります。

セグメント	事業内容
個人教育事業	社会人・大学生等の個人を対象として、各種資格講座及び各スクールの施設管理を中心に展開しております。
法人研修事業	一般企業・会計事務所・大学・専門学校を対象として、資格研修・実務研修を行っております。
出版事業	当社(TAC出版)及び100%子会社の(株)早稲田経営出版のダブル・ブランドにより、個人教育事業、法人研修事業で培ったノウハウを出版物という形で全国各書店・大学生協で販売し、さらに各拠点窓口で仕入書籍等の販売を行っております。
人材事業	当社の受講者を中心に、会計・法律に強い人材紹介・派遣等の人材ビジネスを展開しております。また、医療事務スタッフの派遣及び診療報酬明細書チェックの業務受託をしております。

(6) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

①当社 本 社 東京都千代田区神田三崎町三丁目2番18号
事業所 直営校 22校

名 称	所在地
札 幌 校	北海道札幌市中央区
仙 台 校	宮城県仙台市青葉区
水 道 橋 校	東京都千代田区
新 宿 校	東京都新宿区
早 稲 田 校	東京都新宿区
池 袋 校	東京都豊島区
渋 谷 校	東京都渋谷区
八 重 洲 校	東京都中央区
立 川 校	東京都立川市
中大駅前校	東京都八王子市
町 田 校	東京都町田市

名 称	所在地
横 浜 校	神奈川県横浜市西区
日 吉 校	神奈川県横浜市港北区
大 宮 校	埼玉県さいたま市大宮区
津 田 沼 校	千葉県習志野市
名 古 屋 校	愛知県名古屋市中村区
京 都 校	京都府京都市下京区
梅 田 校	大阪府大阪市北区
な ん ば 校	大阪府大阪市中央区
神 戸 校	兵庫県神戸市中央区
広 島 校	広島県広島市中区
福 岡 校	福岡県福岡市中央区

②子会社等

株式会社T A Cプロフェッションバンク

東京都千代田区

株式会社L U A C

東京都千代田区

株式会社早稲田経営出版

東京都千代田区

株式会社T A C総合管理

東京都千代田区

株式会社オンラインスクール

東京都千代田区

株式会社医療事務スタッフ関西

兵庫県神戸市中央区

株式会社プロフェッションネットワーク

東京都千代田区

太科信息技术(大連)有限公司

中国・大連市

【ご参考】TAC事業ネットワーク

事業拠点

■ 直営校

- | | |
|-------|----------------|
| 札幌校 | 横浜校 |
| 仙台校 | 町田校 |
| 大宮校 | 日吉校 |
| 津田沼校 | 名古屋校 |
| 水道橋校 | 京都校 |
| 新宿校 | 梅田校 |
| 早稲田校 | なんば校 |
| 池袋校 | 神戸校 |
| 渋谷校 | 広島校 |
| 八重洲校 | 福岡校 |
| 立川校 | 太科信息技术(大連)有限公司 |
| 中大駅前校 | |

● 提携校

- | | | |
|-----|-----|-----|
| 群馬校 | 高松校 | 沖縄校 |
| 富山校 | 徳島校 | |
| 金沢校 | 大分校 | |
| 岡山校 | 熊本校 | |
| 福山校 | 宮崎校 | |



(7) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
個人教育事業	286 (206) 名	△15 (△15) 名
法人研修事業	128 (33) 名	△3 (△4) 名
出版事業	52 (25) 名	△4 (△1) 名
人材事業	31 (10) 名	5 (0) 名
全社	53 (12) 名	△1 (0) 名
合計	550 (286) 名	△18 (△20) 名

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
503 (264) 名	△24 (△20) 名	44.7歳	14.9年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社千葉銀行	1,928,730千円
株式会社きらぼし銀行	1,357,500
株式会社三菱UFJ銀行	806,250
株式会社京都銀行	366,646
株式会社南都銀行	210,000
株式会社七十七銀行	200,000
株式会社三井住友銀行	180,020
株式会社りそな銀行	179,996

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 74,000,000株
- ②発行済株式の総数 18,504,000株
- ③株主数 13,774名 (前期末比 +265名)
- ④大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社ヒロエクスプレス	6,185,500株	34.11%
株式会社増進会ホールディングス	1,480,300	8.16
株式会社アガルート	887,400	4.89
学校法人立志舎	549,100	3.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	505,000	2.78
松尾志郎	471,000	2.60
TAC社員持株会	447,100	2.47
水元公仁	365,100	2.01
内藤征吾	188,300	1.04
学校法人国際総合学園	178,000	0.98

- (注) 1. 当社は自己株式370,168株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 持株比率の計算にあたっては、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

(2) 会社役員の状況

①取締役の状況（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	多 田 敏 男	株式会社L U A C代表取締役 株式会社T A Cプロフェッションバンク代表取締役会長 株式会社オンラインスクール代表取締役会長 株式会社T A C総合管理取締役 株式会社早稲田経営出版取締役 太科信息技术(大連)有限公司代表取締役 一般社団法人日本金融人材育成協会代表理事
取締役副社長	近 藤 敦	教育・経営企画・スクール・情報システム部門担当 株式会社早稲田経営出版取締役 株式会社プロフェッションネットワーク取締役 株式会社オンラインスクール取締役
常務取締役	金 井 孝 二	法人部門担当 株式会社医療事務スタッフ関西取締役
常務取締役	猪 野 樹	出版部門担当 株式会社早稲田経営出版代表取締役 太科信息技术(大連)有限公司取締役
取 締 役	干 潟 康 夫	法人・教育第三事業部門担当 一般社団法人日本金融人材育成協会理事
取 締 役	横 山 太 一	教育第六事業・通信メディア事業部門担当
取 締 役	高 橋 裕	教育第四事業・教育第五事業・マーケティング部門担当
取 締 役	川 野 貴 未	教育第一事業・教育第二事業・スクール部門担当 株式会社オンラインスクール取締役
取 締 役	野 中 将 二	I R・総務・法務・経理・人事部門担当
取 締 役	齋 藤 智 記	教育・経営企画部門担当 株式会社ヒロエクスプレス取締役
取 締 役	阿 部 茂 雄	新村印刷株式会社取締役会長 光村印刷株式会社取締役会長
取 締 役	池 上 玄	池上玄公認会計士事務所代表

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 (監査等委員)	原 口 健	弁護士(ひすい総合法律事務所所長)
取締役 (監査等委員)	丹 羽 厚太郎	弁護士(みなつき法律事務所パートナー) 株式会社ニーズウェル社外監査役
取締役 (監査等委員)	町 田 弘 香	弁護士(ひすい総合法律事務所) 東邦レマック株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役阿部茂雄氏、取締役池上玄氏、取締役原口健氏、取締役丹羽厚太郎氏及び取締役町田弘香氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は社内に監査室を設けるとともに、監査等委員である社外取締役と情報の共有を図る担当者を設け、監査室が収集した情報等について当該担当者を通じ、監査等委員である社外取締役と適宜意見交換を行うほか、内部監査の概要もしくは会計監査人からの監査報告書を伝達し、情報の共有を図ることで監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役阿部茂雄氏、取締役池上玄氏及び取締役丹羽厚太郎氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役阿部茂雄氏、取締役池上玄氏、取締役原口健氏、取締役丹羽厚太郎氏及び取締役町田弘香氏が、それぞれ職務執行の対価として受け取る財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により計算される額に2を乗じた額及び新株予約権を引受けた場合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める額の合計額としております。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項の規定に基づき、当社取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金、争訟費用などの損害を当該保険により填補することとしています。なお、保険料については全額当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とはならないなど、一定の免責事由があります。

④取締役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く） （うち、社外取締役）	12名 （2名）	217,249千円 （19,999千円）
取締役（監査等委員） （うち、社外取締役）	3名 （3名）	9,999千円 （9,999千円）
合 計 （うち、社外役員）	15名 （5名）	227,249千円 （29,999千円）

- (注) 1. 報酬等の総額が基本報酬のみで構成されているため、報酬等の総額の内訳の記載を省略しております。
 2. 当社は、2004年4月26日の取締役会において役員退職慰労金制度を廃止し、当該制度廃止時の取締役及び監査役に対して、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を、当該役員の退任時に株主総会決議を経たうえで当社の内規に従い贈呈することとしております。なお、現時点で対象となる取締役は1名であります。

(上記報酬等に関する事項)

イ. 取締役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の額は、2021年6月25日開催の第38回定時株主総会において月額25百万円以内(うち、社外取締役(監査等委員である社外取締役を除く。)分は月額3百万円以内)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は12名(うち、社外取締役(監査等委員である社外取締役を除く。)は2名)です。

当社の監査等委員である取締役の報酬の額は、2021年6月25日開催の第38回定時株主総会において月額4百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

ロ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項 (当該方針の決定の方法)

取締役会の決議により決定しております。

(当該方針の内容の概要)

当社は固定報酬制度を採用しており、業績連動型の変動報酬制度は導入しておりません。また、報酬はすべて現金報酬としており、自社株報酬制度は採用しておりません。なお、報酬は客観性及び透明性の観点から取締役の役職に応じた報酬の目安を設けております。

(当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由)

当社では、取締役の役職に応じた報酬の目安を設けていること、具体的な報酬額の検討は代表取締役社長、取締役副社長及び監査等委員でない社外取締役2名の計4名で構成される報酬委員会で行っており、不適切な報酬額とならないよう監視を行っているため、取締役会も取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

ハ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項
(委任を受けた者の氏名、地位及び担当)

当社では、代表取締役社長である多田敏男が、取締役の個人別の報酬等の最終的な決定をしております。

(委任された権限の内容・理由等)

当社では、個人別の報酬等の決定にあたり、取締役の役職に応じた報酬の目安を参考に具体的な報酬額の検討は代表取締役社長、取締役副社長及び監査等委員でない社外取締役2名の計4名で構成される報酬委員会で行っており、不適切な報酬額とならないよう監視を行っているため、報酬額等の最終的な決定については代表取締役に委任しております。

⑤社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

取締役阿部茂雄氏は光村印刷株式会社取締役会長及び新村印刷株式会社取締役会長を兼務しております。当社は当該重要な兼職先との間で重要な取引関係はありません。

取締役池上玄氏は池上玄公認会計士事務所代表を兼務しております。当社は当該重要な兼職先との間で重要な取引関係はありません。

監査等委員である取締役原口健氏はひすい総合法律事務所所長を兼務しております。当社は一部の訴訟案件について同事務所に対し当社の訴訟代理人を依頼しております。

監査等委員である取締役丹羽厚太郎氏はみなつき法律事務所パートナー及び株式会社ニーズウェル社外監査役を兼務しております。当社は当該重要な兼職先との間で重要な取引関係はありません。

監査等委員である取締役町田弘香氏はひすい総合法律事務所弁護士及び東邦レマック株式会社社外監査役を兼務しております。当社は一部の訴訟案件について同事務所に対し当社の訴訟代理人を依頼しております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況等

(取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況)

取締役阿部茂雄氏は16回中16回(出席率100%)、池上玄氏は16回中16回(出席率100%)、それぞれ取締役会に出席しております。両氏はこれまでに培ってきた豊富な知識や上場企業のマネジメント経験に基づいた有益な意見発信を行っております。

監査等委員である取締役原口健氏は16回中16回(出席率100%)、丹羽厚太郎氏は16回中16回(出席率100%)、町田弘香氏は16回中16回(出席率100%)、それぞれ取締役会に出席し、弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の適法性を確保するための有益な助言を行っております。また各氏とも監査等委員会に16回中16回(出席率100%)出席し、監査の状況等について適宜意見を述べております。

(社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要)

取締役阿部茂雄氏及び池上玄氏は、上記に加え、報酬委員会及び取締役選任委員会において当社の取締役の報酬等の額の決定や取締役候補者の選任に際しても、独立した客観的な立場から有益な助言を行っております。

監査等委員である取締役原口健氏、丹羽厚太郎氏及び町田弘香氏は、上記のほかに法律家としての見地から当社のコンプライアンス体制の強化に向けた有益な助言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

①名 称 太陽有限責任監査法人

②報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,900千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,900千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときには、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交替することにより当社にとってより適切な監査の体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

⑤会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の内容の概要

イ. 処分の対象者

太陽有限責任監査法人

ロ. 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月
(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)
- ・ 業務改善命令(業務管理体制の改善)
- ・ 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部(監査業務に係る審査)に関与することの禁止 3ヶ月
(2024年1月1日から同年3月31日まで)

ハ. 処分理由

同監査法人の社員である2名の公認会計士が、他社の訂正報告書等の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、百分率は小数第2位を、また1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	(ご参考) 前連結会計年度 (2023年3月31日現在)	当連結会計年度 (2024年3月31日現在)
資 産 の 部		
流動資産	11,604,241	11,622,728
現金及び預金	6,103,857	5,745,728
売掛金	3,835,409	4,259,617
有価証券	200,000	—
商品及び製品	467,535	601,275
仕掛品	38,993	5,723
原材料及び貯蔵品	372,397	329,702
その他	588,720	683,554
貸倒引当金	△2,672	△2,872
固定資産	9,190,978	9,168,143
有形固定資産	4,973,022	4,855,864
建物及び構築物	1,889,428	1,788,086
機械装置及び運搬具	2,901	1,738
工具器具及び備品	267,486	230,981
土地	2,744,159	2,744,159
リース資産	69,046	90,898
無形固定資産	231,137	303,489
その他	231,137	303,489
投資その他の資産	3,986,819	4,008,789
投資有価証券	579,264	532,733
関係会社出資金	0	—
保険積立金	626,382	642,965
長期預金	100,000	100,000
差入保証金	2,133,262	2,012,262
繰延税金資産	424,711	620,279
その他	148,981	126,327
貸倒引当金	△25,782	△25,779
資産の部合計	20,795,219	20,790,872

科 目	(ご参考) 前連結会計年度 (2023年3月31日現在)	当連結会計年度 (2024年3月31日現在)
負 債 の 部		
流動負債	10,746,269	12,453,117
買掛金	495,021	580,431
短期借入金	1,400,000	1,500,000
1年内返済予定長期借入金	828,645	2,417,684
未払法人税等	40,962	37,440
返品廃棄損失引当金	333,995	377,550
賞与引当金	202,241	183,826
資産除去債務	67,381	56,498
前受金	5,483,604	5,462,715
その他	1,894,416	1,836,970
固定負債	3,845,626	2,465,712
長期借入金	3,069,926	1,732,258
役員退職慰労未払金	25,077	25,077
資産除去債務	658,138	599,748
修繕引当金	37,300	37,300
その他	55,183	71,328
負債の部合計	14,591,895	14,918,830
純 資 産 の 部		
株主資本	6,170,725	5,842,155
資本金	940,200	940,200
資本剰余金	790,547	790,547
利益剰余金	4,515,132	4,186,563
自己株式	△75,155	△75,155
その他の包括利益累計額	23,431	20,115
その他有価証券評価差額金	△17,487	△33,460
為替換算調整勘定	40,918	53,576
非支配株主持分	9,167	9,771
純資産の部合計	6,203,324	5,872,042
負債・純資産の部合計	20,795,219	20,790,872

(注) 前連結会計年度はご参考（監査対象外）です。

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	(ご参考) 前連結会計年度 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)	当連結会計年度 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)
売上高	19,711,739	19,001,497
売上原価	11,979,343	12,012,969
売上総利益	7,732,396	6,988,527
販売費及び一般管理費	7,413,355	7,295,940
営業利益(又は営業損失)	319,041	△307,412
営業外収益	49,206	37,541
受取利息	8,765	7,181
受取配当金	36	117
受取手数料	5,255	5,652
受取保険金	25,816	—
投資有価証券売却益	—	3,499
投資有価証券運用益	2,372	15,576
持分法による投資利益	—	1,180
その他	6,960	4,333
営業外費用	43,722	60,099
支払利息	34,300	33,092
支払手数料	7,466	8,090
持分法による投資損失	1,475	—
為替差損	—	9,207
その他	479	9,708
経常利益(又は経常損失)	324,525	△329,970
特別利益	—	13,224
投資有価証券清算益	—	13,224
特別損失	24,196	20,412
減損損失	15,441	—
固定資産除売却損	2,369	13,912
投資有価証券評価損	—	6,499
関係会社出資金評価損	6,385	—
税金等調整前当期純利益(又は税金等調整前当期純損失)	300,329	△337,158
法人税・住民税及び事業税	135,441	69,664
法人税等調整額	△51,200	△188,518
当期純利益(又は当期純損失)	216,087	△218,304
非支配株主に帰属する当期純利益	1,346	1,461
親会社株主に帰属する当期純利益(又は親会社株主に帰属する当期純損失)	214,740	△219,766

(注) 前連結会計年度はご参考(監査対象外)です。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	(ご 参 考)	当事業年度
	前事業年度 (2023年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)
資 産 の 部		
流動資産	9,619,985	9,563,164
現金及び預金	4,493,861	4,079,710
売掛金	3,536,101	3,940,746
有価証券	200,000	—
商品及び製品	428,053	558,833
仕掛品	31,540	1,530
原材料及び貯蔵品	369,609	326,899
前払費用	288,720	278,916
その他	272,813	377,324
貸倒引当金	△715	△796
固定資産	9,386,709	9,374,625
有形固定資産	4,955,868	4,840,916
建物	1,873,517	1,774,474
構築物	3,502	2,789
機械及び装置	2,901	1,738
工具器具及び備品	262,742	226,856
土地	2,744,159	2,744,159
リース資産	69,046	90,898
無形固定資産	228,975	334,805
ソフトウェア	150,411	265,677
その他	78,564	69,128
投資その他の資産	4,201,864	4,198,903
投資有価証券	559,024	511,313
関係会社株式	240,268	240,268
関係会社出資金	40,000	40,000
破産更生債権等	34,991	34,991
長期預金	100,000	100,000
関係会社長期貸付金	14,160	—
差入保証金	2,129,746	2,008,486
保険積立金	626,382	642,965
繰延税金資産	369,563	555,800
その他	113,509	90,856
貸倒引当金	△25,782	△25,779
資産の部合計	19,006,694	18,937,789

科 目	(ご 参 考)	当事業年度
	前事業年度 (2023年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)
負 債 の 部		
流動負債	10,520,183	12,203,874
買掛金	495,748	571,702
短期借入金	1,400,000	1,500,000
1年内返済予定長期借入金	828,645	2,417,684
リース債務	22,821	30,905
未払金	441,141	364,828
未払費用	551,574	427,198
未払法人税等	19,057	6,243
前受金	5,483,348	5,462,532
預り金	136,847	169,559
返品廃棄損失引当金	280,672	319,562
賞与引当金	193,990	175,443
資産除去債務	67,381	56,498
その他	598,954	701,715
固定負債	3,845,626	2,465,712
長期借入金	3,069,926	1,732,258
リース債務	55,183	71,328
役員退職慰労未払金	25,077	25,077
資産除去債務	658,138	599,748
修繕引当金	37,300	37,300
負債の部合計	14,365,809	14,669,587
純 資 産 の 部		
株主資本	4,658,371	4,301,662
資本金	940,200	940,200
資本剰余金	790,547	790,547
資本準備金	790,547	790,547
利益剰余金	3,002,779	2,646,070
利益準備金	19,978	19,978
その他利益剰余金	2,982,801	2,626,092
繰越利益剰余金	2,982,801	2,626,092
自己株式	△75,155	△75,155
評価・換算差額等	△17,487	△33,460
その他有価証券評価差額金	△17,487	△33,460
純資産の部合計	4,640,884	4,268,201
負債・純資産の部合計	19,006,694	18,937,789

(注) 前事業年度はご参考(監査対象外)です。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	(ご参考) 前事業年度 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)	当事業年度 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)
売上高	18,972,768	18,230,268
売上原価	11,559,846	11,552,641
売上総利益	7,412,922	6,677,626
販売費及び一般管理費	7,234,570	7,123,589
営業利益(又は営業損失)	178,351	△445,963
営業外収益	98,858	89,406
営業外費用	41,786	50,892
経常利益(又は経常損失)	235,422	△407,449
特別利益	－	13,224
投資有価証券清算益	－	13,224
特別損失	24,196	14,132
固定資産除売却損	2,369	7,632
減損損失	15,441	－
投資有価証券評価損	－	6,499
関係会社出資金評価損	6,385	－
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	211,226	△408,357
法人税・住民税及び事業税	90,155	18,736
法人税等調整額	△47,870	△179,187
当期純利益(又は当期純損失)	168,941	△247,906

(注) 前事業年度はご参考(監査対象外)です。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

T A C 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 松 亮 一 ㊟
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 上 原 啓 輔 ㊟
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、T A C株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T A C株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

T A C 株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松 亮一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上原 啓輔 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、T A C株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第41期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持しつつ、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

T A C株式会社 監査等委員会

監査等委員 原 口 健 ㊟

監査等委員 丹 羽 厚太郎 ㊟

監査等委員 町 田 弘 香 ㊟

(注) 監査等委員原口健、丹羽厚太郎及び町田弘香は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

<会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>

第1号議案 剰余金配当の件

当社は株主還元を重要な経営課題と位置付けており、具体的な配当額については、将来の成長のための内部留保の充実を図りつつ株主還元とのバランスを考慮して決定してまいりたいと存じます。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績と今後の事業展開などを勘案して、以下のとおり1株につき3円とさせていただきたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、既に行いました中間配当金3円と合わせて、1株につき6円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、54,401,496円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1 変更の理由

公告閲覧の利便性向上及び公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。

なお会社法上、電子公告を行う場所として特定のウェブサイト而定款において指定する必要はないことから、ウェブサイトの指定はしていません。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 (公告方法) 第5条 当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行つ。	第1章 総 則 (公告方法) 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行つ。</u>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)11名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(12名)は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役(監査等委員である取締役を除く。)11名(うち、社外取締役候補者2名)の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案について監査等委員会で検討がなされましたが、指摘すべき事項はございませんでした。取締役候補者(監査等委員である取締役候補者を除く。)は次のとおりであります。

1 ^{ただ} ^{とし} ^お
多田 敏男 (1953年12月3日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

10,000株

■ 略歴、地位及び担当

1984年1月 当社入社
1990年12月 当社取締役 法人部門担当
1998年3月 当社専務取締役
2004年8月 教育部門担当
2007年6月 当社取締役副社長
2009年10月 スクール部門担当
2010年4月 (株)TACプロフェッションバンク代表取締役
会長(現任)
2012年12月 (株)TAC総合管理取締役(現任)
2017年9月 一般社団法人日本金融人材育成協会代表理事
(現任)
2018年10月 当社代表取締役社長(現任)

■ 重要な兼職の状況

太科信息技术(大連)有限公司代表取締役
(株)LUAC代表取締役
(株)TACプロフェッションバンク代表取締役会長
(株)オンラインスクール代表取締役会長
(株)TAC総合管理取締役
(株)早稲田経営出版取締役
一般社団法人日本金融人材育成協会代表理事

■ 取締役候補者とする理由

多田敏男氏は、これまでに教育部門、法人部門、スクール部門を担当するなど、当社グループが基盤とする資格取得支援事業を長きにわたり牽引してきております。今後もその豊富な経験やこれまでに培った知見に基づき当社グループを牽引し業績への貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

2

こん どう あつし
近藤 敦

(1961年9月21日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

27,000株

■ 略歴、地位及び担当

1985年9月 当社入社(税理士講座社員講師)
1999年3月 経理部長
2006年6月 当社取締役 経理部門・情報システム部門担当
2007年8月 通信教育部門・カスタマーセンター担当
2009年6月 当社常務取締役
2009年7月 (株)早稲田経営出版取締役(現任)
2009年8月 教育部門担当
2012年5月 (株)プロフェッションネットワーク取締役(現任)
2013年5月 出版部門担当
(株)オンラインスクール取締役(現任)

2013年6月 当社専務取締役
2018年10月 当社取締役副社長(現任)
2019年7月 総務・法務・情報システム部門担当
2021年6月 教育・経営企画・スクール・情報システム部門担当(現任)

■ 重要な兼職の状況

(株)早稲田経営出版取締役
(株)プロフェッションネットワーク取締役
(株)オンラインスクール取締役

■ 取締役候補者とする理由

近藤敦氏は、当社の教育部門、出版部門、管理部門など、多くの領域での要職を経験し、当社グループの成長に強いリーダーシップを発揮してまいりました。同氏がこれまでに培ってきた知見、事業運営全般に関する幅広い識見は、今後も当社グループの価値向上に不可欠であり貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

3

かな い こうじ
金井 孝二

(1961年12月17日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

3,000株

■ 略歴、地位及び担当

1985年2月 当社入社
1998年9月 第五教育部長
2006年8月 執行役員法人事業部長
2007年6月 当社取締役 法人部門担当(現任)
2007年8月 法務部門担当
2010年6月 当社常務取締役(現任)
2014年7月 (株)医療事務スタッフ関西取締役(現任)

■ 重要な兼職の状況

(株)医療事務スタッフ関西取締役

■ 取締役候補者とする理由

金井孝二氏は、長きにわたり法人事業部門を担当し、その豊富な経験とネットワークを活かし、当社の法人研修事業を成長させてまいりました。今後も法人研修事業を中心とした様々な事業を推進し、当社グループの業績への貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

4

いの たつき
猪野 樹

(1969年6月30日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

2,000株

■ 略歴、地位及び担当

1994年11月 当社入社(広報部)
 1997年7月 当社退社
 2005年9月 当社入社 教育第一事業部
 2007年4月 キャリアサポートセンター責任者
 2007年8月 法務部長
 2008年9月 執行役員総務人事部長兼法務部長
 2010年4月 執行役員人事部長兼法務部長
 2011年11月 太科信息技术(大連)有限公司取締役(現任)
 2015年6月 当社取締役 人事・法務・情報システム部門
 担当
 2016年11月 管理本部部門担当

2018年6月 出版事業部長・出版部門担当(現任) 法務・
 総務・情報システム部門担当
 (株)早稲田経営出版代表取締役(現任)
 2023年6月 当社常務取締役(現任)

■ 重要な兼職の状況

(株)早稲田経営出版代表取締役
 太科信息技术(大連)有限公司取締役

■ 取締役候補者とする理由

猪野樹氏は、当社グループの出版事業を担当しております。同氏は幅広い視点と多様なアイデアを用いて出版事業に限らず多くの新規事業を企画し実績を残してまいりました。これまでに培った知見と強いリーダーシップを発揮し、今後も当社グループの価値向上への貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

5

ひ がた やす お
干潟 康夫

(1964年1月12日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

3,700株

■ 略歴、地位及び担当

1992年9月 当社入社(社員講師)
 1999年4月 国際部長
 2004年9月 第六教育企画部長
 2009年10月 教育第三事業部長(現任)
 2015年6月 執行役員教育第三事業部長
 2017年9月 一般社団法人日本金融人材育成協会理事(現任)
 2021年6月 当社取締役(現任) 法人・教育第三事業部門担
 当(現任)

■ 重要な兼職の状況

一般社団法人日本金融人材育成協会理事

■ 取締役候補者とする理由

干潟康夫氏は、法人部門を長きにわたり担当するとともに、当社グループのファイナンス講座やIT関連講座も担当し、多くの実績を残しております。今後もこれまでに培った経験に基づく幅広い知見や多方面にわたるネットワークを活かし、当社グループの業績への貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

6

たか はし ゆたか
高橋 裕

(1971年5月9日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

1,900株

■ 略歴、地位及び担当

1998年4月 当社入社
 2012年7月 教育第六事業部長
 2013年5月 教育第四事業部長(現任)
 2016年6月 執行役員教育第四事業部長
 2021年6月 当社取締役(現任) 教育第四事業・教育第五事業部門担当(現任)
 2021年7月 マーケティング部門担当(現任)

■ 重要な兼職の状況

—

■ 取締役候補者とする理由

高橋裕氏は、教育部門において多くの講座の運営を担当するとともに、不動産系講座などの新規講座開発にも携わり、当社グループの事業領域拡大に多くの実績を残しております。また現在はこれまでに培った豊富な経験を踏まえ、教育部門に加えマーケティング部門も担当しており、今後も当社グループの発展への貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

7

かわ の たか み
川野 貴未

(1971年9月28日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

6,700株

■ 略歴、地位及び担当

1997年11月 当社入社
 2012年7月 教育第四事業部長
 2013年5月 (株)オンラインスクール取締役(現任)
 2016年6月 執行役員教育第四事業部副部長
 2019年7月 執行役員業務効率化推進室長
 2021年6月 当社取締役(現任) スクール・通信メディア事業部門担当
 2022年6月 スクール第一事業部長(現任)
 2023年9月 教育第一事業・教育第二事業・スクール部門担当(現任)
 教育第二事業部長(現任)

■ 重要な兼職の状況

(株)オンラインスクール取締役

■ 取締役候補者とする理由

川野貴未氏は、教育部門のほか子会社の(株)オンラインスクールの経営にも携わり、当社グループの事業領域の拡大に実績を残すとともに、当社グループの拠点設置計画の再構築やDX推進による業務効率化等の構造改革でもリーダーシップを発揮しております。今後も当社グループの業績への貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

8

の なか しょう じ
野中 将二

(1978年9月10日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

1,200株

■ 略歴、地位及び担当

2001年4月 中央青山監査法人入所
 2007年7月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所
 2010年9月 当社入社
 2010年10月 企業戦略室長
 2015年7月 IR室長(現任)
 2016年6月 執行役員IR室長
 2016年11月 執行役員IR室長兼経営企画室長
 2019年7月 執行役員IR室長兼法務部長
 2021年6月 当社取締役(現任) IR・総務・法務・経理・人事部門担当(現任)

■ 重要な兼職の状況

—

■ 取締役候補者とする理由

野中将二氏は、公認会計士として監査法人での監査等に基づく豊富な知識と経験を有しており、当社入社後も取締役会の実効性向上などグループ全体のガバナンス強化や経営戦略等でも専門的な能力を発揮しております。今後も当社グループの企業価値向上への貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

9

さい どう とも き
齋藤 智記

(1983年9月10日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

127,900株

■ 略歴、地位及び担当

2008年9月 (株)ヒロエクスプレス取締役(現任)
 2008年12月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所
 2015年6月 当社入社
 2018年10月 執行役員経営企画室長(現任)
 2019年7月 執行役員経営企画室長兼経理部長
 2021年6月 当社取締役(現任) 教育・経営企画部門担当(現任)

■ 重要な兼職の状況

(株)ヒロエクスプレス取締役

■ 取締役候補者とする理由

齋藤智記氏は、公認会計士資格及び経営学修士(MBA)を有し、財務・会計及び企業経営に関する専門的知識を有しております。当社入社後は経営企画室、経理部などを担当し、経営戦略やM&A戦略に関わるなど経営に関与すると同時に、教育部門においても様々な新規事業を発足しており、今後も当社グループの発展に貢献が期待されることから、取締役候補者としております。

10 あべ しげ お 阿部 茂雄 (1949年10月26日生)

社外 再任

■ 所有する当社株式の数

一株

■ 略歴、地位及び担当

1972年4月 ㈱富士銀行(現㈱みずほ銀行)入行
2002年6月 光村印刷(株)取締役
2005年6月 同社取締役上席執行役員
2008年6月 同社取締役常務執行役員
2012年6月 同社取締役専務執行役員
2014年6月 同社取締役副社長執行役員
2015年6月 同社代表取締役社長 社長執行役員
当社社外取締役(現任)
2018年10月 新村印刷(株)取締役会長(現任)
2021年6月 光村印刷(株)代表取締役会長

2023年6月 同社取締役会長(現任)

■ 重要な兼職の状況

新村印刷(株)取締役会長
光村印刷(株)取締役会長

■ 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要等

阿部茂雄氏は当社が2001年にJASDAQ上場した当時、当社メインバンクである㈱富士銀行(現㈱みずほ銀行)神田支店長として当社を担当しており、当社の業種・業態に深い理解を有しております。人格識見及び財務的素養にたいへん優れており、また、上場企業である光村印刷(株)のマネジメント経験も豊富であることから、当社に対する様々な助言や意見が期待されるため、引き続き社外取締役候補者としております。阿部茂雄氏は当社取締役に就任後9年を経過しております。

11 いけ がみ げん 池上 玄 (1955年1月10日生)

社外 再任

■ 所有する当社株式の数

一株

■ 略歴、地位及び担当

1980年9月 昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所
1983年3月 公認会計士登録
1992年5月 米国公認会計士(カリフォルニア州)登録
2000年5月 監査法人太田昭和センチュリー(現EY新日本有限責任監査法人)代表社員
2002年1月 IAASB(国際監査・保証審議会)ボードメンバー
2003年1月 金融庁 企業会計審議会 臨時委員
2004年7月 日本公認会計士協会 常務理事
2005年11月 IFAC(国際会計士連盟)ボードメンバー
2010年7月 公益財団法人財務会計基準機構(FASF) 理事

2013年7月 日本公認会計士協会 副会長(2010年7月より重任)
2015年6月 池上玄公認会計士事務所 代表(現任)
2015年7月 帝人(株)社外監査役
2016年6月 当社社外取締役(現任)
2016年7月 日本公認会計士協会 相談役
2017年9月 慶應義塾大学商学部 特別招聘教授(非常勤)

■ 重要な兼職の状況

池上玄公認会計士事務所 代表

■ 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要等

池上玄氏は、公認会計士として監査法人での監査等に基づく豊富な知識と経験を有しております。同氏からは当社のガバナンス体制の強化と事業運営についての有益な助言や指導をいただく考えであり、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断していることから、引き続き社外取締役候補者としております。池上玄氏は当社取締役に就任後8年を経過しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 阿部茂雄氏及び池上玄氏は、法令に定める社外取締役候補者であります。
3. 阿部茂雄氏及び池上玄氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、損害賠償金、争訟費用などの損害を当該保険契約により填補することとしています。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 当社と阿部茂雄氏及び池上玄氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認され重任されることを条件として、同契約を更新する予定であります。
6. 当社が阿部茂雄氏及び池上玄氏との間で更新予定である5.に記載の契約に基づく損害賠償責任の限度額は、阿部茂雄氏及び池上玄氏が職務執行の対価として受ける財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算定される額に2を乗じた額及び新株予約権を引受けた場合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算定される額の合計額としております。

<株主提案(第4号議案から第10号議案まで)>

第4号議案から第10号議案までは、株主4名からのご提案によるものであります。各議案、議案の要領及び提案の理由については、原則として提案株主から提出された原文のまま記載しております。

当社取締役会としては、後述の通り、いずれの株主提案にも反対いたします。

第4号議案 電子公告

1 提案内容

当社定款5条を以下のように改める。

当会社の公告方法は、<https://tac-school.co.jp/> に掲載して行う。

2 提案理由

現在、当会社の公告方法は「日本経済新聞に掲載して行う」となっている。近年、日本経済新聞を含め新聞購読者数は低迷しており、当社の公告方法として、当社インターネットサイトによる公告方法が迅速性、経済性、検索性の観点から変更すべきである。

第4号議案に対する当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

当社は第2号議案において、公告方法を日本経済新聞に掲載する方法から電子公告による方法へ変更するとともにやむを得ない事由により電子公告ができない場合の措置を定める定款変更議案を会社提案として上程しております。

また、本議案では、電子公告を行う場所として特定のウェブサイトが指定されておりますが、会社法上、定款において具体的なウェブサイトまで指定する必要はないとされ、むしろ具体的なウェブサイトを指定することは却って事業運営上の制約にもなりかねないことから、提案内容に記載の条項を定款に規定する必要はないと考えます。

第5号議案 株主提案要件の緩和

- 1 提案内容
定款に次の1条を加える。
総株主の議決権の百分の一以上の議決権又は一個以上の議決権を一箇月前から引き続き有する株主に限り、取締役に対し、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができる。
- 2 提案理由
現在、当社株主は、総株主の議決権の百分の一以上の議決権又は三百個以上の議決権を六箇月前から引き続き有する株主に限り、取締役に対し、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができる。当社と株主のコミュニケーションを充実させ、開かれた株式会社の実現のため、請求に必要な当社株主の議決権の数及び保有期間を変更すべきである。

第5号議案に対する当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

会社法が規定する株主提案権の持株要件及び保有期間要件は、少数株主権を保護する一方で権利の濫用を防止する観点から定められているところ、当社の取扱いは会社法の当該規定に従ったものであり、当該規定に従った会社運営が一般的であると理解しております。また、当社は近年、毎年多数の株主提案議案を頂いていることに加え、株主総会の場では多くの株主様からの質問にも回答させて頂いており、株主の皆さまとのコミュニケーションが充分図られているものと考えております。従って、提案内容に記載の条項を定款に規定する必要はないと考えます。

第6号議案 取締役の選任の件

- 1 提案内容
「山口三尊」氏を、当社取締役に選任する。
- 2 提案理由
「山口三尊」氏は当社の元講師として、長年、当社の発展に貢献し、当社退職後も、インターネットを中心に活躍し、当社の株主として、毎年、当社株主総会において提案を行うなど、豊富な知見と経験を有しております。

第6号議案に対する当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

当社取締役会は、当社にとって、会社提案の取締役候補者が最も適切であり、かつ、十分な体制であると考えており、当社提案に係る取締役候補者を選任頂いたうえで、あらゆるステークホルダーの視点を踏まえた質の高い議論を行い、引き続き企業価値の向上に貢献していく所存であります。従って、本議案による取締役1名の選任は不要と考えます。

第7号議案 株主資本コストの開示

- 1 提案内容
定款に、次の条文を加える。
当社は、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において、当該報告書提出日から遡り3ヶ月以内において当社が把握する株主資本コストを、その算定根拠とともに開示する。
- 2 提案の理由
当社では2023年12月19日のコーポレートガバナンスに関する報告書においてROEを改善することを通じてPBRを改善する計画である。しかしながら当社のPBRは1.0倍を下回る状態が継続している。当社はPBR1倍割れ解消に向けての結果が出ていない。これはROEが投資家の求める水準に達していないことを意味する。そこで自社の株主資本コストを提示した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すべきである。

第7号議案に対する当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。
本議案は、当社が把握している株主資本コストをその算定根拠とともに定時に開示する旨の条項を定款に規定することを求めるものですが、当社は、当社が把握している株主資本コストを開示することの是非、時期、方法等に関しては、当社が置かれている経営環境等を踏まえ必要に応じて取締役会において検討したうえで都度決定すべき事項であり、一様に開示する旨を会社組織活動の根本規則を定める定款に記載することは適切ではないと考えております。また、当社としましては、株主資本コストの数値やその算定根拠を一様に開示すること自体が重要なのではなく、株主資本コストを把握したうえで適切な事業運営を行い、ステークホルダーの皆さまの期待に応えていくことこそが重要であると考えております。従って、提案内容記載の条項を定款に規定する必要はないと考えます。

第8号議案 本店所在地変更の件

- 1 提案内容
定款3条を次の様に改める。
当社の本店所在地を北海道登別市とする。
- 2 提案理由
提案株主が経営する、株式会社ピッコロ（北海道登別市若山町4丁目42番地4）に本店所在地を変更することで、家賃を格安に提供をします。家賃削減効果によって配当金を現在の額よりも多くすることが可能であり、株主利益にとって有効である。

第8号議案に対する当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。
本議案は、本店を北海道登別市へ移転するという提案ですが、当社は、年間約20万人の受講生に対しサービスを提供しており、受講生は主に大学生及び社会人で構成され、その多くは東京を中心とした首都圏や大阪、名古屋、福岡などの大都市圏に活動の拠点を構えております。そのため、お客様、受講生に対し迅速かつ適切なサービス提供を行う必要性及び事業運営上の効率性の観点等から、当社も大都市圏を中心に事業拠点を展開しており、とりわけ、首都圏における事業活動のウェイトが高いことから、その中心地である東京都千代田区に本店を置いております。従って、当社の本店所在地を移転することは適切ではなく、提案内容に記載の条項を定款に規定する必要はないと考えます。

第9号議案 事業目的の追加

1 提案内容

定款2条9号を11号とし、9号、10号に以下の条文を追加する。

9 音楽教室の経営及び音楽家の育成、及び音楽教材、楽器の製作販売

10 料理教室の経営及び調理師、管理栄養士の育成

2 提案理由

少子高齢化における現代において新たな資格や能力開発の追加は不可欠である。音楽事業においては音楽の教育と普及を理念とする一般財団法人ヤマハ音楽振興会のフランチャイズであるとか、海外で通用する料理人を育成することは我が国において新たな事業拡大において検討すべき事案であります。また訪日外国人に日本国の文化体験をする意味でも、音楽教室や料理教室は追加すべきであると考えます。

第9号議案に対する当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

当社は、現時点において提案内容に記載された事業を実施する予定はありません。従って、提案内容に記載の条項を定款に規定する必要はないと考えます。

第10号議案 取締役の選任の件

以下の者を取締役に専任する。

1. 本橋隼人

<https://hayatomotohashi.com/profile/>

本橋隼人氏は、日本を代表する音楽家でチューバ奏者である。当会社においてはチューバの魅力を外に知らしめることは音楽文化振興の観点からも必要不可欠である。

2. 三遊亭好楽（本名；家入 信夫）昭和21年8月6日生

三遊亭好楽氏は、人気落語家であり、国民的演芸番組笑点（日本テレビ系）の名物落語家である。売れない貧乏落語家を売りにしているが、実際の寄席では多くの落語愛好家から愛される噺家である。話芸を活かした当会社の事業拡大には適任である。

第10号議案に対する当社取締役会の意見

本議案に反対いたします。

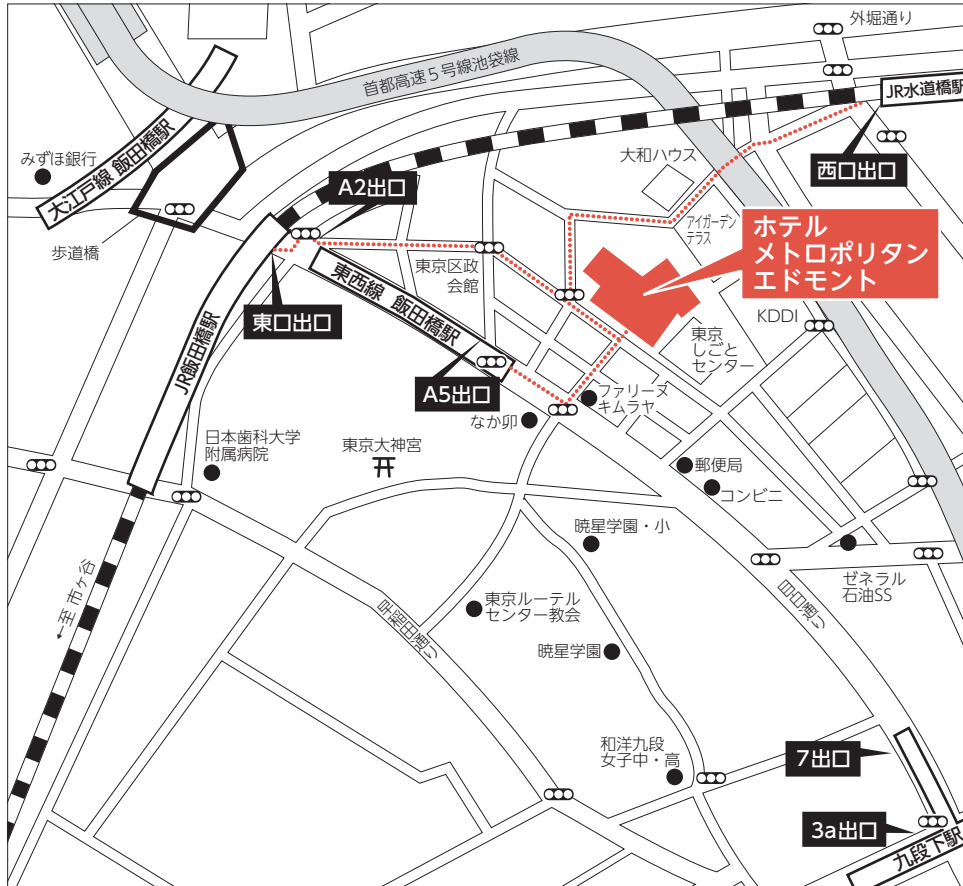
当社取締役会は、当社にとって、会社提案の取締役候補者が最も適切であり、かつ、十分な体制であると考えており、当社提案に係る取締役候補者を選任頂いたうえで、あらゆるステークホルダーの観点を踏まえた質の高い議論を行い、引き続き企業価値の向上に貢献していく所存であります。従って、本議案による取締役2名の選任は不要と考えます。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 **ホテルメトロポリタンエドモント「悠久の間」**

東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号 TEL: 03-3237-1111



最寄駅

- | | | |
|------------------------|------------|--------|
| ■ JR中央・総武線 | 「飯田橋駅」東 | □ 徒歩5分 |
| ■ JR中央・総武線 | 「水道橋駅」西 | □ 徒歩5分 |
| ■ 東京メトロ東西線 | 「飯田橋駅」A5出口 | 徒歩2分 |
| ■ 東京メトロ有楽町線・南北線・都営大江戸線 | 「飯田橋駅」A2出口 | 徒歩5分 |
| ■ 東京メトロ東西線 | 「九段下駅」7出口 | 徒歩5分 |
| ■ 東京メトロ半蔵門線・都営新宿線 | 「九段下駅」3a出口 | 徒歩7分 |